キミと一緒に、育っていきたい。 Komaki

令和８年11月24日
小牧市記者会見資料

小牧市地域こども子育て条例の一部改正

～こどもの権利保障を条例に明記しました～

■ 目的

（仮称）こども若者財団設立に向け、こどもの権利保障やこども・若者の相談窓口について条例に規定し、こどもが権利の主体として大切にされるまちづくりをより一層推進するため改正します。

■ 内容

現行条例に、主に次の４つを明記します。

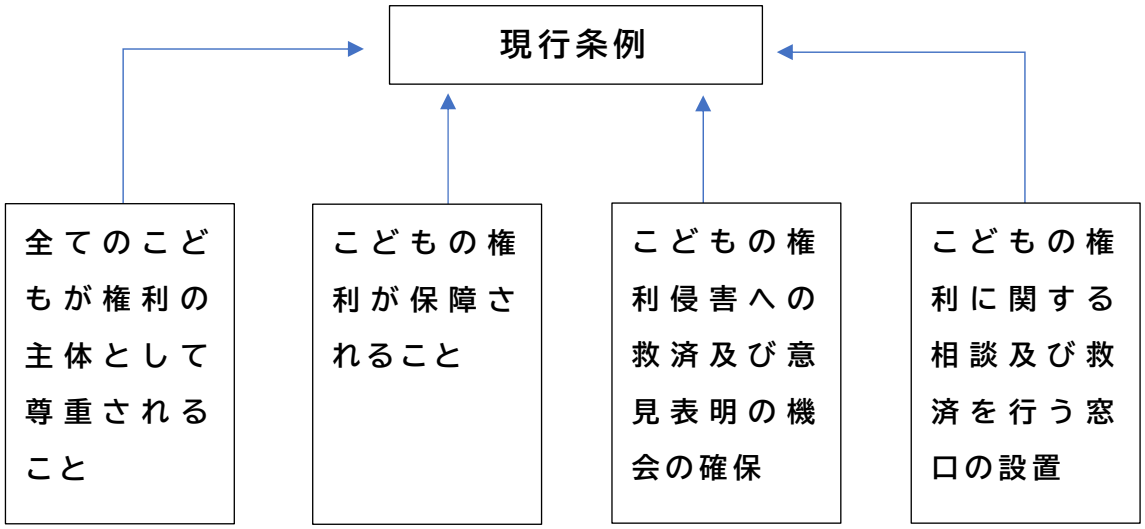

■ その他

【県内のこどもの権利条例の制定状況】
名古屋市、豊田市、春日井市、岩倉市、瀬戸市、日進市、みよし市、長久手市、津島市、知多市、知立市、東郷町、幸田町

【本件に対する問合先】
こども政策課　電話：0568-76-1129（平日９時～16時）
080-4171-6769（上記以外の時間）